

令和7年6月19日
 協会名 福岡県筑後地区タクシー協会

運賃改定に伴う運転者の労働条件の改善状況について

福岡 B ブロックでは令和6年10月1日から運賃改定を実施しました。以下のとおり運転者の労働条件の改善状況を公表いたします。

なお、フォローアップの対象期間は令和6年10月から令和7年3月とし、実績比較対象期間を令和5年10月から令和6年3月としています。

1. 運賃を改定した事業者数

51社（事業者数51社・内1社 稼働していない）

2. 平均増収率

8.25%（フォローアップの対象期間の営業収入÷実績比較対象期間の営業収入×100-100）

3. 一般運転者1人あたりの平均賃金支給額と上昇率

平均賃金支給額

フォローアップの対象期間	実績比較対象期間
242,828円	230,590円

上昇率 5.3%

4. 改定による賃金改善率の分布（一般運転者の1人あたり平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
8社	6社	12社	12社	8社	1社	3社	50社

（注）賃金改定率は、次の算式により算出

$$\frac{\text{一般運転者に係るフォローアップ対象期間の運転者一人あたりの平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る実績比較対象期間の運転者一人あたりの平均給与月額}} \times 100 - 100$$

5. 営業収入に占める賃金支給率の変動状況

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	95%未満	計
12社	1社	3社	5社	7社	5社	4社	2社	3社	8社	50社

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\frac{\text{各運転者に係るフォローアップ対象期間の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る実績比較対象期間の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6. その他

(1) 手当等の創設・拡充

- ・基本給を増額した

30社

ただし、料金改定というよりは、最低賃金上昇が基本給増額につながった。

(2) その他

- ・労働時間を短縮した 10社
- ・車両のグレードアップによる運転者の疲労負担軽減を行った 10社
- ・運転者の控室を整備し、疲労負担の軽減を行った 5社
- ・ユニバーサルデザインタクシーの導入を行った 9社
- ・ユニバーサルデザインタクシーの導入に伴う研修の受講 9社
- ・外国語の案内ができる乗務員の配置 1社
- ・配車アプリの導入 5社
- ・クレジットの導入 6社
- ・交通系ICカードの導入 5社

7. 総評

筑後地区においては、コロナ禍前と比較すると輸送人員は39%減、総収入も24%減と厳しい状況にあります。

6年度は、廃業した事業者はないものの、乗務員数も43名減少しましたが、6年度後半から乗務員採用増加の傾向にあります。

しかし、現状の乗務員数では事業継続に危機感を覚えている事業者もあり事業継続の断念を考えている事業者も少なくありません。

令和6年10月1日実施した運賃改定後おける上記に示した調査対象期間の比較平均増収率は、平均7.1%増加となり、乗務員に係る一人当たりの平均賃金は5.3%の増額を図ることができました。

なお、実績比較対象期間中には実働率が大きく減少した時期もあり、賃金の改善が図ることができない業者や乗務員の退職・高齢化に伴う病気等により、労働時間短縮せざるをえない一部の事業者がありました。

今後においても、乗務員確保（福岡運輸支局による退職自衛官採用説明会、学生・主婦などのアルバイト採用）を強力に推進し、地方公共団体等との連絡調整体制を強化することで、地域住民における公共交通としてのタクシーの信頼性を確保していきたいと考えています。